

 県 章	<h1>三重県公報</h1>	令和2年12月11日 (金)
		第 166 号
毎週火・金曜日発行		
<hr/> 目 次 <hr/>		
(番号)	(題 名)	(担当) (頁)
規 則		
75	三重県特定水産資源の採捕の停止に関する規則	(水産資源管理課) 2
76	三重県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則	(同) 2
77	三重県補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財 政 課) 3
78	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課) 3
79	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則	(廃棄物・リサイクル課) 4
公 安 委 規 则		
5	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会) 5
企 業 庁 管 理 規 程		
10	三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁) 5
告 示		
847	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課) 5
848	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同) 6
849	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課) 6
850	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水 産 振 興 課) 6
851	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課) 7
852	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課) 8
853	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同) 9
公 告		
土地改良区監事及び清算人の退任の届出		(農 地 調 整 課) 9
土地改良区の定款の変更認可		(同) 10
土地改良区の合併認可		(同) 10
公共測量が終了した旨の通知		(公 共 用 地 課) 10

規則

三重県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布します。

令和二年十一月十一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第七十五号

三重県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定に基づき、特定水産資源（法第十二条第二項第三号に規定する「特定水産資源」をいう。次条において同じ。）の採捕の停止に関する必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第二条 知事が法第三十二条第一項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度（法第十二条第二項第三号に規定する「管理年度」をいう。）の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。

(知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成二十年三重県規則第七十二号）は、廃止する。

(知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有するとしてされている間、なお効力を有するものとする。

三重県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布します。

令和二年十一月十一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第七十六号

三重県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）を実施するため、特定水産資源（法第十二条第二項第三号に規定する「特定水産資源」をいう。次条第三項において同じ。）の漁獲量等の報告に関する必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 法第二十六条第一項及び法第三十条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他のやむを得ない事由がある場合には、知事が別に定める様式により、行うことができる。

3 前項の様式の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項の一般信書便事業者若しくは同条第九項の特定信書便事業者による同条第二項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

（代理人による報告）

第三条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、知事が別に定める様式によりその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。

（三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止）

2 三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成二十年三重県規則第六十五号）は、廃止する。

（三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がながその効力を有することとされる間、なおその効力を有するものとする。

三重県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十一月十一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第七十七号

三重県補助金等交付規則の一部を改正する規則

三重県補助金等交付規則（昭和三十七年三重県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「四」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の三重県補助金等交付規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県補助金等交付規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十一月十一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第七十八号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十二年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二十五（第八十三条の八関係）		別表第二十五（第八十三条の八関係）	
土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。	カドミウム及びその検液一リットルにつきカドミウム〇・〇ミリグラム	土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。	カドミウム及びその検液一リットルにつきカドミウム〇・〇ミリグラム
七二 一 十 (略)	七二 一 十 (略)	七二 一 十 (略)	七二 一 十 (略)

備考	二十六 十九 (略)	十八	トリクロロエチレン (略)	液体一リットルにつ ル き〇・〇一ミリグラ (略)
----	------------------	----	------------------	------------------------------------

別表第二十六（第八十三条の八関係）

土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 九	カドミウム及びその 化合物	土壤一キログラムに つきカドミウム四十 五ミリグラム
備考	(略)	(略)

別表第二十七（第八十三条の八関係）

地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

十八	トリクロロエチレン	検液一リットルにつ ムき〇・〇三ミリグラ
(略)	(略)	(略)

別表第二十六 (第八十三条の八関係)

土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 九	カドミウム及びその 化合物	土壤一キログラムに つきカドミウム百 ミリグラム
備 考	(略)	(略)

別表第二十七（第八十三条の八関係）

地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準は、次の表の中欄に掲げる物質ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

備考	(略)	(略)	(略)	(略)
二十六	二十九	十八	七	一
ト	リクロロエチレン	(略)	(略)	カドミウム及びその化合物
一 リシトルにつきカ ドミウム〇〇一 リグラム	一 リシトルにつき リグラム	(略)	(略)	一 リシトルにつきカ ドミウム〇〇一 リグラム

川劇唱腔三極八上記

二重景リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（平成十三年三重県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第一字様七文の第四字様七中「三重唱知事一樣」は「三重唱知事 実て」この文が、「印」を訓る。

第六号様式から第八号様式までの規定中「印」を削る。

第九号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

附 则

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際に改正前の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

公安委規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をつけて公布します。

令和2年12月11日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

三重県公安委員会規則第五号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成十九年三重県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「第15条第5項第1号」を「第15条第6項第1号」に改め、「(四)」を削る。

別記様式第一号中「第15条第5項第2号」を「第15条第6項第2号」に改め、「(四)」を削る。

別記様式第二号中「(四)」を削る。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程の一部を改正する管理規程をつけて公布します。

令和2年12月11日

三重県企業庁長 喜多正幸

三重県企業庁管理規程第十号

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程（平成十年三重県企業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「三重県企業庁長 あて」を「三重県企業庁長 宛て」に改め、「印」を削る。

附 則

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 この管理規程の施行の際に改正前の三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県企業庁長の管理に属する行政財産の貸付け又は目的外使用許可に関する規程に基づいて提出された申請書とみなす。

件示

三重県告示第847号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和2年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470205937	訪問介護 須美	四日市市小古曽二丁	合同会社須美	令和2年	訪問介護

		目 22 番 3 号		12 月 1 日	
2470205945	スマイルホーム四日市訪問介護事業所	四日市市山城町 1287 番地 シルキーハウス 202	アライブ株式会社	令和 2 年 12 月 1 日	訪問介護
2470702123	ごえんヘルパーステーション	松阪市小津町 874	株式会社ハビックス	令和 2 年 12 月 1 日	訪問介護
2470802816	デイサービスセンター あ りまの里	伊勢市中村町 733 番 地 2	有明の里有限会社	令和 2 年 12 月 1 日	通所介護
2460590397	訪問看護ステーション デ ューン津	津市大谷町 276-5 ネ クストビル 4 階	株式会社 N・フィール ド	令和 2 年 12 月 1 日	訪問看護
2460890177	訪問看護メディカルガーデ ン伊勢	伊勢市御園町新開 890 番地 メゾンし らぎく N 号室	株式会社錦エンジニア	令和 2 年 12 月 1 日	訪問看護
2452280023	介護老人保健施設 聖十 字ハイツ 訪問リハビリテ ーション	三重郡菰野町宿野 1641-10	社会福祉法人鈴鹿聖十 字会	令和 2 年 12 月 1 日	訪問リハ ビリテー ション

三重県告示第 848 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

介 護 保 険 事 業 所 番 号	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	事 業 者 名	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
2460590397	訪問看護ステーション デューン津	津市大谷町 276-5 ネ クストビル 4 階	株式会社 N・フィール ド	令和 2 年 12 月 1 日	介護予防訪 問看護
2452280023	介護老人保健施設 聖十 字ハイツ 訪問リハビリ テーション	三重郡菰野町宿野 1641-10	社会福祉法人鈴鹿聖十 字会	令和 2 年 12 月 1 日	介護予防訪 問リハビリ テーション

三重県告示第 849 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

医 療 機 関 の 種 別	医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	標 ぼ う し て い る 診 療 科 目	担 当 し よ う と す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
訪問看護	訪問看護ステーション えいむ	四日市市南松本町 2-1		訪問看護	令和 2 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション あやめ桑名	桑名市大字桑名部 589-1		訪問看護	令和 2 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション あやめ四日市	四日市市赤堀南町 2-23 グレースマンション藤 305		訪問看護	令和 2 年 12 月 1 日
薬局	あおぞら薬局	津市河芸町東千里 155 番地 1		薬局	令和 2 年 11 月 1 日
薬局	クスリのアオキ垂 坂薬局	四日市市大字羽津戸 171 番 地 27		薬局	令和 2 年 12 月 1 日
薬局	久居新町薬局	津市久居新町 2115-72		薬局	令和 2 年 12 月 1 日

三重県告示第 850 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

表中

「

大王船越区域 (三重外湾漁業協同組合のうち大王船越の地区)	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ ①及び②以外の漁業
----------------------------------	---

」

を

「

大王船越区域 (三重外湾漁業協同組合のうち大王船越の地区)	① 小型あわび漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ④ ①、②及び③以外の漁業
----------------------------------	--

」

に改める。

三重県告示第 851 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ菰野店

三重郡菰野町大字永井字西前野 3094-6

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3 年 7 月 25 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,797 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	85 台	縦覧による

合 計	85 台	
-----	------	--

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	40 台	縦覧による
合 計	40 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	72 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	60 m ²	縦覧による
合 計	132 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	4. 9 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4. 0 m ³	縦覧による
合 計	8. 9 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前 9 時	翌午前 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 2 年 11 月 24 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 12 月 11 日から令和 3 年 4 月 12 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 852 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 306 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市下庄町字板取 2749 番 13 地先から 亀山市下庄町字板取 2755 番 2 地先まで	旧	33.0~57.0	87.7
	新	31.5~47.5	87.7

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
2 路 線 名 166 号
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町森字とうじ上 312 番 1 地先から 松阪市飯高町七日市字田黒 588 番 2 地先まで	旧	5.2~62.0	2,169.1
	新	13.0~54.9	1,860.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 伊勢磯部線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町恵利原字楽打 116 番 18 地先から 志摩市磯部町恵利原字上ノ館端 117 番 1 地先まで	旧	7.4~32.0	300.0
	新	9.7~41.9	300.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 上市木市木停車場線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡御浜町大字上市木字莊ヶ芝 3207 番地先内	旧	8.5~8.6	5.0
	新	8.1~8.2	5.0

三重県告示第 853 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 鳥羽磯部線	志摩市磯部町山田字日向原 792 番 11 地先から 志摩市磯部町山田字畠ノ谷 815 番 1 地先まで	令和 2 年 12 月 24 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高岡字鼻戸 602 番 2 地先から 南牟婁郡紀宝町高岡字札立 694 番地先まで	令和 2 年 12 月 11 日
県道 上市木市木停車場線	南牟婁郡御浜町大字上市木字莊ヶ芝 3225 番 1 地先から 南牟婁郡御浜町大字下市木字花崎 1483 番 1 地先まで	令和 2 年 12 月 11 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条 17 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

清算法人市木川沿岸土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）

退任監事

南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

中 村 正 男

南牟婁郡御浜町大字神木 1983 番地
 〃 〃 大字下市木 3846 番地
 〃 〃 大字上市木 2257 番地

西 廣
 北 嶋 開
 岡 本 八十八

退任清算人

南牟婁郡御浜町大字神木 1890 番地 2
 〃 〃 大字下市木 2398 番地
 〃 〃 〃 918 番地 4
 〃 〃 〃 921 番地
 〃 〃 〃 3627 番地 1
 〃 〃 〃 3906 番地 6
 〃 〃 〃 2438 番地
 〃 〃 大字上市木 1825 番地 4
 〃 〃 〃 1938 番地
 〃 〃 〃 2162 番地
 〃 〃 〃 2222 番地 1
 〃 〃 大字神木 386 番地 3
 〃 〃 大字下市木 3323 番地 1
 〃 〃 〃 3620 番地
 〃 〃 大字阿田和 6120 番地 1

中 門 肅
 浦 狩 豊
 下 政 行
 中 村 真 吉
 西 洋 一
 瀬 古 真 吾
 桧 作 正 秀
 上 西 政 敏
 榎 本 義 秋
 倉 本 弘 範
 松 原 伸 安
 中 納 誠
 崎 久 保 賢 一
 中 尾 博
 鈴 木 基 朗

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、垂水土地改良区（津市藤方 1491-2）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定により、菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）と鵜川原北部土地改良区（三重郡菰野町大字下村 42 番地）の合併による菰野町土地改良区の設立を令和 2 年 12 月 3 日認可した。

これにより、鵜川原北部土地改良区は、解散しました。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 11 月 20 日に終了した旨、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知がありました。

令和 2 年 12 月 11 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
名張市黒田

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
